

コープがおすすめる くるまの保険



「代車費用補償特約」を
セットすると、お電話一本で
ALSOKの対応員が現場へ!



使用目的による
保険料の差は
ありません

日常・ レジャー 通勤・ 通学 業務

使用目的区分なし

集団扱割引適用

お得! 一般契約に
比べて

約5%OFF!

集団扱一時払は一般契約一時払に比べて
5%割引です。集団扱分割払は一般契約と
異なり分割割増がかからないため約5%
割引となります。

組合員以外の方がご契約される場合は、保険料等のお引受け条件が異なります。
また、集団扱の適用条件を満たさなくなった場合、払込方法および保険料が変更となります。

コープのおすすめする自動車保険

“**KAPくるまる【集団扱】**”はお客さま一人ひとりに寄り添い、安心をお届けします。

1つめの安心!

安心の事故対応サービスで お客さまをトータルサポート!

① 事故現場にALSOKの対応員が急行

代車費用補償特約をセットされた場合、ALSOK現場急行サービスの対象となります。事故現場で「どうしたらいいかわからない」、「相手がいる事故だから、不安で心細い」。そんなお客さまのもとへ、ALSOKの対応員が駆けつけて、安全確保、救急車の手配などをサポートします。



事故現場

安全確保、救急車の手配、事故状況の確認や事故写真の撮影などを行い、お客さまをサポート!



② 事故対応サポートやロードサービスが充実

事故対応トータルサポート

- 事故発生から解決まで、経験豊富な共栄火災担当者が迅速・丁寧に対応します。



ロードサービス「助っ人くん」

- 24時間365日、事故や故障などのお車のトラブルをしっかりとサポートします。



③ いざという時の連絡が簡単&スピーディー



共栄火災のスマートフォンアプリ
くるまるNAVI

当社への事故連絡、ロードサービスの手配がスムーズに行えます。安全運転診断やドライブレコーダー機能も付いています。

もしもの時のために
今すぐ無料ダウンロード





生協組合員専用

ご契約の対象となる車種・お客さま

- 本保険の対象車種は、自家用8車種です。
- 所有・使用されているお車のご契約台数が9台以下の個人のお客さまが対象となります。

スマホ
で確認このページの内容を
詳しく説明しています。

2つめの安心!

お車の使用目的を問わない
“シンプルな補償内容”

- 保険期間の途中で使用目的の変更があっても、通知が不要です。
- 使用目的による保険料の差はありません。

使用目的を“日常・レジャー”、“通勤・通学”、“業務”に区分する保険会社の場合、保険期間の途中で使用目的を変更する際は通知しなければなりません。うっかり忘れると、事故の際に保険金が支払われないこともあります。

なお、業務にのみ使用される自動車の場合は、KAPベースでのご加入をおすすめします。

日常・レジャー

通勤・通学

業務

使用目的区分なし

3つめの安心!

「基本補償」+多彩な「特約」で
ご自身に最適な充実の補償プランに

- なくてはならない3つの「基本補償」で、万一の事故に備えられます。

相手方への賠償

おケガの補償

お車の補償

- 多彩な「特約」で、お客さまのニーズや用途に応じた補償を追加できます。

お車の補償をさらに手厚く!

代車費用補償特約
車両搬送時代車費用補償特約

車対車・車両全損時一時金特約

自転車の事故もしっかり補償!



日常生活個人賠償責任補償特約



自転車傷害補償特約

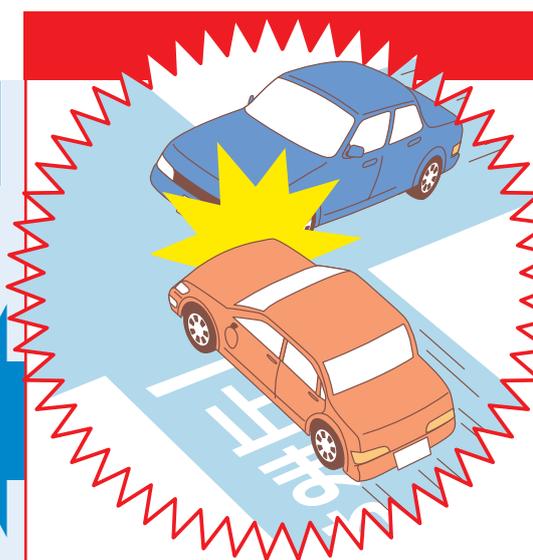
...など

「安心の事故対応」と「頼れるロードサービス」で、

事故対応トータルサポート

事故が起きてから解決まで、あらゆる不安、ご心配などを解消します。

詳細は
P.28



事故の受付

● 事故受付センター

24時間365日、いつでも事故のご連絡に対応します。

● 自動車事故初期対応サービス

休日・夜間でも、スムーズな解決の第一歩により、ご安心いただけます。

(注1)対応時間帯は、土日祝 午前9:00～午後10:00、平日 午後5:00～午後10:00です
(いずれの場合も、当日午後8:00までにご連絡いただいた事故を対象とさせていただきます。)

(注2)平日 午前9:00～午後5:00は、最寄りのサービス拠点で対応します。



スマートフォンを
お持ちでない方は

番号①を押すと「事故受付センター」に、

事故対応

全国のサービス拠点に配置された専門スタッフが、迅速・丁寧に対応します。

● 示談交渉サービス

経験豊富な共栄火災担当者が、相手方との交渉を行います。

● あんしんコールサービス

共栄火災担当者が示談交渉の途中経過など、進捗状況を随時ご報告いたします。



事故の相手方が日本語を
話せない場合でも安心!

事故の受付だけでなく、
事故対応でも
多言語に対応しています。



ALSOK 現場急行サービス

思いがけない事故が起こると、不安で冷静な判断ができないことも…

● 事故の現場に駆けつけ

ALSOK の対応員がお客さまのもとへ駆けつけます。

● お客さまのサポート

安全確保、救急車の手配などお客さまをサポートします。

● 事故の現場を記録

事故状況の確認、事故写真の撮影等を行います。

(注1) ALSOK 現場急行サービスは、「代車費用補償特約」をセットされたお客さまが対象です。

(注2) ご契約のお車を運転中に発生した相手方のいる事故で、事故現場からお電話をいただき、現場急行をご希望された事故が対象となります。

(注3) 原則として、ALSOK の出動拠点から事故現場まで30分程度で到着できる場所での事故が対象となります。

(注4) 相手方との示談交渉や金銭の立替、および病院等への付添いなどは本サービスの対象外です。

お電話一本で、ALSOKの対応員が現場へ!



詳細は
P.28

各種
お客さま向け
サービス

■ アシスタントサービス

トラブルの対処法や宿泊施設、ガソリンスタンドの位置など、役立つ情報をお知らせします。

(注)「アシスタントサービス」と「まごころ健康相談サービス」の詳しいご利用方法などは、保険証券下部の切り取り部分に記載しています。

■ まごころ健康相談サービス

健康・介護に関して、専用ダイヤルにて専門スタッフがご相談をお受けいたします。

お客さまをしっかりとお守りします。

スマホ
で確認



このページの内容を
詳しく説明しています。

事故発生

事故の連絡・
ロードサービスのご要請は
スマートフォンアプリ

くるまるNAVI から!

(通話料無料)



もしもの時のために
今すぐ無料ダウンロード

画面をタップする
だけで簡単に
連絡できます。



あんしん
ほっとライン **0120-044-787**

(通話料無料)

番号[2]を押すと「ロードサービス」につながります。

ロードサービス



トラブルの現場でしっかりと
サポートする、万一のとき、
頼りになるサービスです。

詳細は

P.28

くるまるNAVIから要請するメリット

● 位置情報の自動送信

くるまるNAVIから要請すると、お客さまの位置情報が自動送信されますので、迅速かつ的確な手配が可能です。

● 手配業者の到着状況

手配業者の到着予定時間などがくるまるNAVIの画面に表示されます。

(注)くるまるNAVIをご利用の際は、ご利用のスマートフォンの設定で「位置情報サービス」をオンの状態にしてください。

- KAPくるまるをご契約の**すべてのお客さま***が、ロードサービスをご利用いただけます。
- 事故や故障時の**レッカー移動や修理、移動費用、宿泊費用サービス**などに対応します。
- ロードサービスを利用しても、**次契約の保険料に影響しません。**

*ご契約のお車が対象です。他車運転危険補償特約の他の自動車またはファミリーバイク特約の原動機付自転車はロードサービスの対象になりません。

事故や故障で車が動かない…

① 応急処置 (30分以内の修理)

(故障現場修理サービス)

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能となった場合に、現場に駆けつけ、各種緊急修理(30分以内の修理)を行います。

例

鍵開け	冷却水補充
スペアタイヤ交換・点検	サイドブレーキ固着解除
オイル漏れ点検・補充	バッテリーの点検・ジャンピング
バルブ・ヒューズ取替え	ガス欠時ガソリン10Lサービス(年1回限り)

② 落輪引上げ費用

(車両搬送・引上げ費用補償特約)

クレーン等により、ご契約のお車を路面(ご契約のお車が自力で移動することができなくなる直前に走行していた路面をいいます。)に引き戻すために要した費用を補償します。(※1)

修理工場までレッカーけん引が必要になった

③ レッカーけん引・搬送費用

(車両搬送・引上げ費用補償特約)

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能となった際、現場から修理工場等までのレッカーけん引・搬送費用を補償します。(※1)

宿泊費用や帰宅費用もサポート

④ 宿泊費用 (宿泊費用サービス)

事故現場から当日の帰宅ができない場合の宿泊費用を1名1万円を限度にサービスします。(※2)(※3)



なら限度額アップ! **1名3万円**

⑤ 帰宅・移動費用 (緊急時移動費用サービス)

事故現場からの帰宅、または目的地までの移動費用を1名2万円を限度にサービスします。(※2)(※3)



なら限度額アップ! **1名5万円**

修理後のお車の運搬費用等もサポート

⑥ 修理後の搬送費用

(車両搬送・引上げ費用補償特約)

ご契約のお車の修理完了後、ご自宅や他の修理工場等までの運搬費用を補償します。(※1)

⑦ 修理後の引取費用

(車両搬送・引上げ費用補償特約)

ご契約のお車の修理完了後、ご契約のお車を引き取るために負担した交通費(往路1名分)を補償します。(※1)

(※1) 1回の事故等につき、②落輪引上げ費用、③レッカーけん引・搬送費用、⑥修理後の搬送費用、⑦修理後の引取費用の合算で15万円を限度とします。

(※2) ④宿泊費用、⑤帰宅・移動費用は、自宅駐車場など日常の保管場所で自力走行不能となった場合は対象となりません。

(※3) 「助っ人くん・ワイド」に関しては「KAPくるまる・ワイド」でご契約いただいた場合にご利用いただけます。詳細は **P.11** をご覧ください。

事故対応
トラブルサポート

ロードサービス

KAP
くるまるの概要

相手方への賠償

おケガの補償

お車の補償

その他の補償

集団扱について

おすすのプラン

保険料について

ご確認事項

詳しい補償内容

用語の説明

共栄火災の充実した補償で、

基本補償

万一の事故発生時になくはない**ベーシックな補償**です。

相手方への賠償

ご契約のお車の自動車事故で
相手にケガをさせた、相手の物や車を壊してしまった



相手にケガをさせた場合に

対人賠償責任保険



相手の物を壊してしまった場合、電車等を運行不能にさせた場合に

対物賠償責任保険



相手の車等を壊してしまったときの修理費が時価額を超える場合に

対物超過修理費用補償特約*

※この特約は自動セットされます。

おケガの補償

ご契約のお車の自動車事故で
ご自身やご家族がケガをした



ご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方が死傷された場合に

人身傷害保険



ご契約のお車に搭乗中の方が入院または通院された場合に

人身傷害定額払特約(傷害一時金)*

※この特約はオプションとして
セットできます。

お車の補償

自分の車が事故で壊れた



ご契約のお車の修理費に

車両保険



ご契約のお車が搬送され、レンタカーを利用する場合に

車両搬送時代車費用補償特約*

※この特約は
基本セットされます。

**エグゼレント
サポート**



避けられないもらい事故への備えに

車両保険の無過失事故に関する特約*

※この特約は車両保険をご契約
される場合に自動セットされます。

その他の補償



友人などから借りたお車で事故を起こしてしまった場合に

他車運転危険補償特約*

※この特約は自動セットされます。



ご契約のお車の欠陥などを原因とする事故での被害者を救済するために

被害者救済費用等補償特約*

※この特約は自動セットされます。

お客さまにぴったりの保険に!

さらに安心の特約

お客さまのニーズや用途に応じた幅広い補償をご提供するために各種特約をご用意しています。

おケガの補償



ご契約のお車に搭乗中の方の万一のために
人身傷害定額払特約(死亡・後遺障害)
(P.5「人身傷害定額払特約(傷害一時金)」をご契約される場合にセット可能です。)



ご家族の一員であるペットのもしもの備えに
くるまるペットくん
 ●人身傷害保険のペット搭乗中補償特約
 ●入院時ペット諸費用補償特約
(注)上記2特約は別々にセットできません。

お車の補償



ご契約のお車が事故や故障による修理で使えないときのために
代車費用補償特約



ご契約のお車に積んだ大切なお荷物のために
車内携行品補償特約



地震・噴火・津波への備えに
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約



買い替え時に必要な諸費用への備えに
車対車・車両全損時一時金特約



お車の全損時の臨時費用への備えに
車両全損時臨時費用補償特約



高額な修理費が必要な場合への備えに
車両超過修理費用補償特約

エクセレントサポート

その他の補償



もらい事故でのトラブルへの備えに
弁護士費用等補償特約 / 自動車事故弁護士費用等補償特約



日常生活での高額賠償事故への備えに
日常生活個人賠償責任補償特約



自転車事故によるケガの備えに
自転車傷害補償特約



原動機付自転車を運転するご家族全員の安心のために
ファミリーバイク特約



「代車費用補償特約」をセットいただいた場合、「ALSOK 現場急行サービス」の対象となります。
 ALSOKの対応員がお客さまのもとへ駆けつけて、安全確保、救急車の手配などをサポートします。

例)	現場の安全確保	ご契約のお車の保全・写真撮影	救急車の手配
	ロードサービスの要請	事故解決までの流れの説明	警察連絡の助言・サポート



とは...

「代車費用補償特約」、「車両搬送時代車費用補償特約」および「車内携行品補償特約」の総称をいいます。
 お客さまにとって素晴らしい(エクセレント)サポートとなることを願い、「エクセレントサポート」と呼んでいます。

相手方への賠償

対人・対物賠償責任保険の保険金額は無制限なので、高額賠償にもしっかりと対応。示談交渉も、共栄火災の担当者にお任せください。



対人賠償責任保険

保険金額は無制限! 高額賠償にも安心!

詳細は

P.21

自動
セット

示談交渉
サービス付

保険金額
無制限

- ご契約のお車の事故で他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。
- **自賠責保険等で支払われるべき金額を超える部分**について、保険金をお支払いします。
- **保険金額は無制限**です。自己負担額はありません。
- 相手方がお亡くなりになられた場合は、臨時費用保険金15万円を別途お支払いします。

Q 賠償金って、どのくらい必要なの?

A 過去にはこんな高額判決事例がありました。

例) 被害者の41歳男性がお亡くなり

認定総損害額*:5億2,853万円(横浜地裁)

出典:損害保険料率算出機構「2021年度 自動車保険の概況」より



対物賠償責任保険

相手の車などを壊してしまった場合にも安心!

詳細は

P.21

自動
セット

示談交渉
サービス付

保険金額
無制限

- ご契約のお車の事故で他人の車や財物に損害を与えたり、ご契約のお車が線路をふさいでしまったことなどが原因で電車等を運行不能にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。
- **保険金額は無制限**です。自己負担額はありません。

Q 賠償金って、どのくらい必要なの?

A 過去にはこんな高額判決事例がありました。

例) 積荷の呉服や洋服、毛皮を破損

認定総損害額*:2億6,135万円(神戸地裁)

出典:損害保険料率算出機構「2021年度 自動車保険の概況」より



対物超過修理費用補償特約

修理費が時価額を超えてしまった場合も安心できる!

詳細は

P.21

自動
セット

- 事故で損害をあたえた相手の車や物の修理費が時価額を上回る場合に補償します。
- **事故で損害をあたえた相手の車や物の時価額を超える修理費は、対物賠償責任保険では補償されません。**
- 修理費と時価額の差額を過失割合に応じて、100万円を限度にお支払いします。
- 6か月以内に事故で損害をあたえた相手の車や物を修理することなどの条件があります。

修理費が時価額を超えてしまった場合でも安心!

例) お客さまの過失割合100%、事故で損害をあたえた相手の車や物の時価額30万円、修理費50万円の場合

対物賠償責任保険だけだと

対物超過修理費用補償特約があれば



修理費
まとめて
50万円
補償

*「認定総損害額」とは、被害者の損害額(弁護士費用を含みます。)をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいいます(対人賠償金には自賠責保険などから支払われるべき金額が含まれています。)

おケガの補償

人身傷害保険は、運転者だけでなく、ご契約のお車に搭乗されているすべての方が対象。また、ご家族の一員であるペットが対象の特約もご用意しています。

事故対応
ツールサポート

ロードサービス

KAP
くまるるの概要

相手方への賠償

おケガの補償

お車の補償

その他の補償

集団扱について

おすすめプラン

保険料について

ご確認事項

詳しい補償内容

用語の説明



人身傷害保険

詳細は
P.21

自動
セット

ご自身の過失にかかわらず補償されるので安心!

- ご契約のお車に搭乗中*の方が、自動車事故により死傷されたり、後遺障害を負われた場合に補償します。
- 保険金額の範囲内で、**ご自身の過失にかかわらず**保険金をお支払いします。
- 時間のかかる示談成立を待たずに、**先行して保険金をお支払いします。**
- 共栄火災に保険金の請求を行うだけで、**相手方との面倒な手続きは不要**です。

*自動車専用道路等においてご契約のお車を一時的に離れている間を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている間等を除きます。

保険金お支払いまでの流れ



Q 加入するかしないかで、どれくらい違うの?

A 人身傷害保険の加入がないと、お客さまの過失割合に応じて自己負担が発生します。

事故でお客さまと相手の過失割合が40:60の場合 (損害額* 5,000万円)



*損害額は、普通保険約款に定める損害額基準に従い共栄火災が認定させていただきます。

(注) 無保険車事故の場合は、保険金額にかかわらず保険金をお支払いします。



人身傷害定額払特約 (傷害一時金)

詳細は
P.22

オプション
セット

通院だけの場合も OK だから心強い!

- ご契約のお車に搭乗中*の方が、自動車事故により傷害を被り、入院または通院された場合に保険金をお支払いします。
- **入院日数または通院日数に応じた**一時金をお支払いします。

*自動車専用道路等においてご契約のお車を一時的に離れている間を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている間等を除きます。

入院または通院した日数	お支払いする保険金の額
1日以上5日未満	1万円
5日以上	10万円

(注) 事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院が対象となります。



人身傷害定額払特約 (死亡・後遺障害)

詳細は
P.22

オプション
セット

ご契約のお車に搭乗中の方の万が一にも、しっかり備えられる!

- ご契約のお車に搭乗中*の方が、自動車事故により傷害を被り、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害を負われた場合に保険金をお支払いします。
- 自賠責保険や対人賠償責任保険の保険金等とは関係なく、重複してお支払いします。

*自動車専用道路等においてご契約のお車を一時的に離れている間を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている間等を除きます。

(注) 人身傷害定額払特約 (傷害一時金) をご契約されている場合にセットすることができます。



人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約

詳細は
P.22

ご契約のお車に搭乗していない間も安心!

オプション
セット

- この特約をセットすることにより、人身傷害保険、人身傷害定額払特約(傷害一時金)および人身傷害定額払特約(死亡・後遺障害)の補償対象が下記のとおり拡大します。

<補償対象となる事故>

○…補償対象 ×…補償対象外

事故の種類	①ご契約のお車に搭乗中の事故	②他の自動車に搭乗中の事故	③歩行中などの事故
補償内容	ご契約のお車に搭乗中 ^{※1} の方の事故によるケガなどに対する補償	他の自動車 ^{※2} に搭乗中の事故によるケガなどについて、お客さまはもちろんご家族も補償	歩行中や自転車に乗っているときの運行中の自動車との事故によるケガなどについて、お客さまはもちろんご家族も補償
●人身傷害保険 ●人身傷害定額払特約(傷害一時金) ●人身傷害定額払特約(死亡・後遺障害)	○	×	×
人身傷害の他車搭乗中 ⊕ および車外自動車事故 補償特約をセット	○	○ ^{※3}	○ ^{※3}

※1 自動車専用道路等においてご契約のお車を一時的に離れている間を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている間等を除きます。

※2 「記名被保険者・その配偶者・これらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車」および「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが所有する自動車または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車」以外の自動車をいいます。

※3 補償対象となる方は、記名被保険者、その配偶者および記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族、別居の未婚のお子さまです。
(注)人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約をセットしない場合は、上記②・③の事故は対象となりません。



人身傷害保険のペット搭乗中補償特約 入院時ペット諸費用補償特約



詳細は
P.23

ご家族の一員であるペットにも、もしもの備えを!

オプション
セット

- ご契約のお車で、人身傷害保険の支払対象となる事故により、搭乗中のペットがケガまたは死亡した場合や、飼い主が自動車事故による入院中にペットを預ける費用を補償します。
- ケガをした場合は、**実際に負担された治療費用(5万円限度)**を補償します。
- 死亡した場合は、**実際に負担された葬祭費用(10万円限度)および墓地代等の臨時費用(3万円)**も補償します。
- 飼い主が入院中に、ペットを取扱業者に預けた場合は、**実際に負担されたペットホテル利用料等(10万円限度)**を補償します。

補償対象となるペットは、以下のとおりです。

ご家庭で愛玩動物または伴侶動物として飼っている**犬および猫**



お車の補償

大切なお車のもしにも備える車両保険。
さらに、さまざまな特約により、
いっそう幅広い補償をご提供します。

スマホ
で確認



車両保険の内容を
詳しく説明しています。



車両保険（一般車両保険 / 車対車+限定A車両保険）

詳細は
P.23

ニーズに合わせた補償範囲で、大切なお車にも安心を!

オプション
セット

- ご契約のお車が、他の車との衝突や接触などの偶然な事故により、損害を被った場合に補償します。
- ニーズに合わせて「①一般車両保険」と「②車対車+限定A車両保険」からお選びいただけます。
- ①は、事故や災害、ご自身の過失などによる車両損害もカバーする、**補償重視**のタイプです。
- ②は、補償範囲を限定して保険料を抑えた、**経済性重視**のタイプです。

「一般車両保険」と「車対車+限定A車両保険^{*}」の補償範囲

^{*}自動車相互間衝突危険および動物衝突危険「車両損害」補償特約と車両危険限定補償特約(A)をあわせてセットした車両保険のことをいいます。

事故例	さまざまな災害などによるお車の損害					相手車のない事故などによるお車の損害					
	他の自動車との衝突	盗難 ^{※1}	あて逃げ	動物との衝突・接触	火災 爆発	台風 洪水 高潮 たつ巻	いたずら 落書き 窓ガラスの破損	自転車や 電柱・ガード レールに 衝突	転覆 転落	車庫入れ での接触	地震 噴火 津波 ^{※2}
ご契約 タイプ											
① 一般車両保険	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
② 車対車+ 限定A車両保険	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×

^{*}1 盗難とは、ご契約のお車自体(カーナビゲーションシステム等の定着物を含みます。)が盗まれることをいいます。

^{*}2 一般車両保険の場合は、**P.12** 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約をご覧ください。

以下のケースなどは、車両保険の有無により、お客さまの負担が異なります。

例) 交差点で、お客さまが一時停止しなければならないところを直進し、相手の車と衝突。

お客さまのお車に100万円の損害

お客さまの過失割合は80%



車両保険がセットされていないと…

お客さまのお車の損害の額

100万円

お客さまのお車の修理費

×
お客さまの
過失割合
80%

お客さまのご負担額

80万円

車両保険がセットされていれば…

相手方の対物賠償責任保険から **20万円**

お客さまの車両保険から **80万円**

合計100万円が支払われます。

お客さまのご負担額

0円

(注) 車両保険金額200万円、自己負担額「1回目事故0円、2回目以降事故10万円」で1回目事故の場合。



車両保険の無過失事故に関する特約

詳細は
P.24

避けられないもらい事故にも、安心の備えを!

自動
セット^{*}

^{*}車両保険をご契約の場合に自動セットされます。

- 相手自動車からの追突や、ご契約のお車の欠陥や第三者による不正アクセス等により本来の仕様とは異なる事象が起きて事故が発生した場合など、お客さまに過失がなくご契約のお車が壊れた場合、車両保険金を請求しても等級が下がりません。
- 相手の過失割合が100%の事故で、相手が保険に未加入で賠償に応じてもらえない場合でも、**等級ダウンしない**ので安心して車両保険金を請求できます。

- 「**車対車事故免責ゼロ特約**」をセットすることにより、事故の回目に関係なく、相手が確認できる車対車の事故での自己負担額が不要!

詳細は **P.24**

事故対応
トータルサポート

ロードサービス

KAP
くまのまるの概要

相手方への賠償

おケガの補償

お車の補償

その他の補償

集団扱について

おすすめのプラン

保険料について

ご確認事項

詳しい補償内容

用語の説明



代車費用補償特約

オプション
セット

詳細は
P.24

通勤や通学で毎日お車を
使用される方に特におすすめ!

- ご契約のお車が事故にあった場合、故障損害等で自力走行ができない場合、またはタイヤ単独損害によって整備工場等に搬送された場合に、修理期間中のレンタカー費用などを補償します。

/ 車両搬送時代車費用補償特約

基本
セット

詳細は
P.24

修理期間中の
レンタカー費用への備えに!

- ご契約のお車が事故や故障損害等により整備工場等に搬送された場合に、修理期間中のレンタカー費用などを補償します。

これらの特約は、車両保険をご契約いただかない場合でもセットできます。

(注)2つの特約は同時にセットすることはできません。

代車費用補償特約・車両搬送時代車費用補償特約は下記のとおり、補償内容・付帯サービスが異なります。

	自力走行不能で 整備工場等に搬送された場合		整備工場等に 搬送されなかった場合		盗難	ALSOK 現場急行 サービス
	事故	故障損害等	事故	故障損害等		
代車費用補償特約	○	○	○	×	○	対象
車両搬送時代車費用補償特約	○	○	×	×	○	対象外



車内携行品補償特約

車内に積んだ携行品も補償!

詳細は
P.24

- お車の衝突や接触、盗難などにより、ご契約のお車の車内に積んだ大切な荷物が損害を被った場合に補償します。
 - ご契約のお車に積んだ、お客さまやご家族の**ゴルフ用品、カメラ等の個人が所有する日用品**などを補償します。
- (注)業務に使用する動産の損害については、補償の対象外となります。

この特約は、車両保険をご契約いただかない場合でもセットできます。



「代車費用補償特約」をセットすると、
「ALSOK現場急行サービス」の対象になります!

スマホ
で確認



このサービスの内容を
詳しく説明しています。

ALSOKの対応員がお客さまのもとへ駆けつけて、安全確保、救急車の手配などをサポートします。

例)

現場の安全確保

ご契約のお車の保全・写真撮影

救急車の手配

ロードサービスの要請

事故解決までの流れの説明

警察連絡の助言・サポート

サービス内容の詳細は **P.28**

さらに



「代車費用補償特約」ならびに、「車両保険」・「車内携行品補償特約」をセットすると、上記「ALSOK現場急行サービス」に加えて、「KAPくるまる・ワイド」として、下記サービスの対象になります!



ロードサービス「助っ人くん」の各種費用限度額がアップした下記サービスがご利用いただけます。

サービス内容の詳細は **P.28**

帰宅・移動費用 (緊急時移動費用サービス)

帰宅、または目的地までの代替交通機関の紹介およびその移動費用をサービスします。サービスの限度額は1名につき**5万円**※(車検証の記載定員まで)となります。

※通常のロードサービス「助っ人くん」の1名2万円からアップ!

宿泊費用 (宿泊費用サービス)

帰宅手段がない場合、その日の宿泊先の紹介および宿泊費用をサービスします。サービスの限度額は1名につき**3万円**※(車検証の記載定員まで)となります。

※通常のロードサービス「助っ人くん」の1名1万円からアップ!



法律・税務・公的な年金などのご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士などの専門スタッフが電話でお答えします。

相談日時…毎週水曜日(年金相談は火・木を含みます。)午前10:00~午後5:00(当日午前10:00より先着順で予約受付)(祝日・年末年始を除きます。)



地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

詳細は
P.25

いつ起こるか分からない地震・噴火・津波にも備えられる!



- 車両保険では補償されない地震・噴火・津波により、ご契約のお車が全損となった場合に**一時金50万円**をお支払いします。

(注1)一般車両保険のご契約にセットできます。

(注2)車両保険金額が50万円未満の場合、車両保険金額と同額をお支払いします。



車対車・車両全損時一時金特約



詳細は
P.25

買い替え時にも安心!



- 相手が確認できる車対車の事故で、ご契約のお車が全損となった場合、買い替えに必要な諸費用等への補償として、車両保険金とは別に、**一時金として一律10万円**をお支払いします。
- 税金や手続代行費用など、**買い替え時に必要な諸費用**に充てられます。

(注)車両保険金額10万円以上のご契約にセットできます。



車両全損時臨時費用補償特約

詳細は
P.25

お車の全損時の臨時費用をサポート!



- ご契約のお車が全損となった場合、廃車や新たにお車を再取得する費用を補償します。
- 車両保険金とは別に、**車両保険金額の10%(20万円限度)**をお支払いします。



車両超過修理費用補償特約

詳細は
P.25

高額な修理費が必要な場合も、しっかりと備えられる!

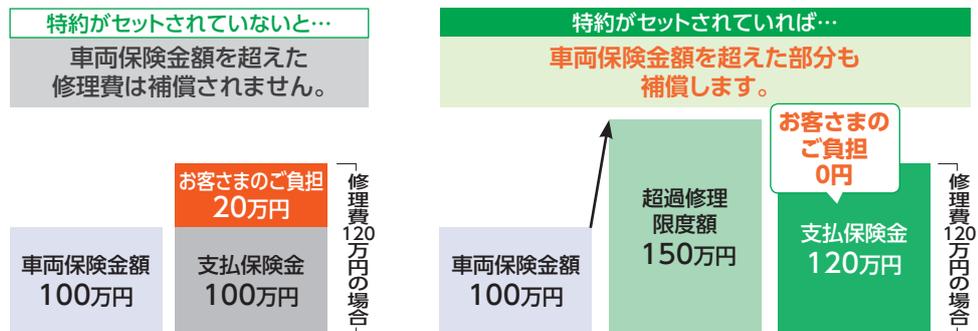


- 事故でご契約のお車に損害が生じ、修理費が車両保険金額を上回る場合に補償します。
- **修理費から自己負担額(免責金額)を差し引いた額**について、超過修理限度額までお支払いします。
- 超過修理限度額は、**車両保険金額に50万円を加えた額**です。

(注)車両全損時臨時費用補償特約とあわせてのお引受けとなります。

この特約がセットされていれば、下記のケースでお客さまのご負担が軽くなります。

例) 修理費120万円で、車両保険金額が100万円(自己負担額なし)の場合



- 「**車両新価保険特約**」をセットすることにより、ご契約のお車が全損または新車保険金額の50%以上の車両損害が発生した場合には、新車保険金額を限度に補償!

詳細は **P.25**

その他の補償

「もらい事故」などのトラブルに対する補償やご自身とご家族の普段の暮らしについても、自動車保険の特約で補償。運転していないときの安心もご提供します。



弁護士費用等補償特約

詳細は
P.25

事故のトラブルを専門家にお任せしたい方におすすめ!

オプション
セット

- **日常生活での事故**や、**保険会社が示談交渉できない、自動車のもらい事故**も安心です。
- **弁護士報酬、司法書士報酬、訴訟費用、および相談費用**などを補償します。
- 自動車事故のみを対象とする「自動車事故弁護士費用等補償特約」もお選びいただけます。

弁護士に相談する場面は、例えば次のような事例が考えられます。

交差点で停止中に追突されたが、相手は知らんぷりで賠償してくれない。



歩行中、出会い頭に自転車に衝突されたが、ケガの治療費をどう請求したらよいかわからない。



日常生活個人賠償責任補償特約

詳細は
P.26

日常生活での思わぬ高額賠償事故にも備えられる!

オプション
セット

示談交渉
サービス付

- お客さまやご家族の方が、日本国内の日常生活での偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えてしまった、または誤って線路へ立ち入ってしまったことなどが原因で、電車等を運行不能にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。
- 損害賠償金などについて、**1事故につき2億円を限度**にお支払いします。
- 相手方への**示談交渉は、原則、共栄火災が行います。**

以下のような日常生活での偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

日常生活に
起因する事故

夜道を自転車で走行中、歩行者に衝突し、ケガをさせた。



子どもが蹴ったサッカーボールが歩行者の頭に当たり、ケガをさせた。



住宅の所有・使用
または管理に
起因する事故

自宅の塀が倒れて、歩行人にケガをさせた。





自転車傷害補償特約

詳細は

P.26

自転車に関連する事故にも、ご家族全員で備えられて安心!

オプション
セット

- 自転車に搭乗中の事故や他人が運転する自転車との事故で、お客さまやご家族の方がケガをした場合に補償します。
- 入通院日数が5日以上の場合、**ケガの状況に応じて医療保険金**をお支払いします。
- 死亡された場合や後遺障害が生じた場合は、**死亡保険金または後遺障害保険金**をお支払いします。

(注1)日常生活個人賠償責任補償特約とあわせてのお引受けとなります。

(注2)事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、後遺障害が生じた場合、または入通院された日数が5日以上の場合に保険金をお支払いします。

以下のような自転車に関連する事故で、ケガをしたり死亡した場合に補償します。

自転車に搭乗中の事故
自らバランスを崩して
転倒し、ケガをしてしまった。



他人の自転車との
衝突・接触事故
歩行中、自転車と接触して、
ケガをしてしまった。



ファミリーバイク特約

詳細は

P.27

原動機付自転車を運転するご家族全員に安心をプラス!

オプション
セット

- お客さまやご家族の方が原動機付自転車(借用車を含みます。)を運転中に事故を起こした際、相手方への対人・対物賠償、ご自身やご家族の方のケガを補償します。
- ご契約時におケガの補償について、「①人身傷害あり」または「②人身傷害なし(自損傷害・無保険車傷害による補償)」のいずれかをお選びいただけます。
- 相手方への対人・対物賠償は、①・②ともに補償します。



他車運転危険補償特約

詳細は

P.27

借りたお車で起こしてしまった事故もご自身の保険で補償できる!

自動
セット

- お客さまやご家族の方が、お客さまやご家族以外の方のお車を借りて、運転中(駐車または停車中を除きます。)に起こされた対人賠償・対物賠償・人身傷害^{*}・車両損害について、ご契約のお車と同じ契約条件で補償します。

^{*}人身傷害定額払特約は含みません。



被害者救済費用等補償特約

詳細は

P.27

お車の欠陥やハッキングなどを原因とする事故などに備えて!

自動
セット

- ご契約のお車の欠陥や第三者による不正アクセスなどを原因とする人身事故もしくは物損事故が発生した場合、または電車等を運行不能にさせた場合で、一定の条件を満たす場合に被害者を救済するために負担した費用をお支払いします。

■ 集団扱とは

- 集団が保険会社と保険料集金契約を結び、保険料の集金を行うことにより、構成員等のみなさまに対してメリットを提供できる制度です。
- 集団扱契約のご契約者、記名被保険者、ご契約のお車の所有者については、それぞれ右記の条件を満たしている方が対象となります。

(注) 集団扱の適用条件を満たさなくなった場合、必ず取扱代理店までご連絡ください。集団扱特約が失効し、保険年度内の未払込保険料を一時にお支払いいただく必要がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

集団扱 適用条件

(1) ご契約者

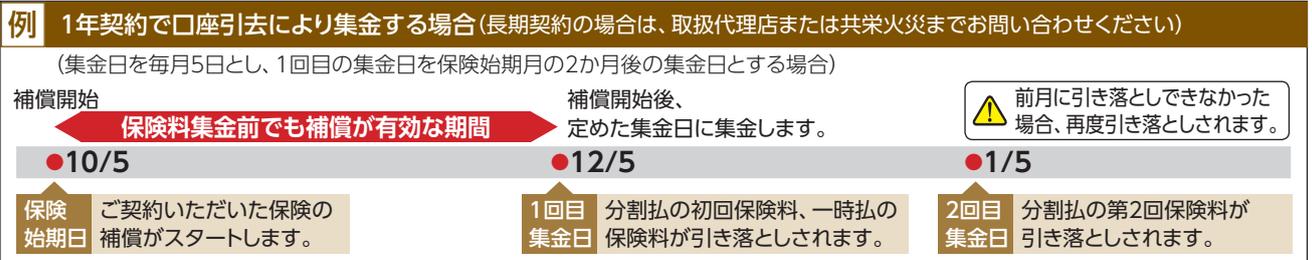
- ① 集団の役職員
- ② 集団の構成員およびその役職員
- ③ 集団を構成する集団の構成員およびその役職員

(2) 記名被保険者、ご契約のお車の所有者

- ① ご契約者本人
- ② ご契約者の配偶者
- ③ 「ご契約者本人または配偶者」の同居のご親族
- ④ 「ご契約者本人または配偶者」の別居の扶養親族

■ ご契約後の保険料集金について(集団扱特約)

- ご契約後、生協が共栄火災との保険料集金契約で定めた集金日(以下「集金日」といいます)に、口座引去等にて保険料の集金を行います。集金日(口座引去日等)、集金方法についてはご契約時にご確認ください。
- 分割払の初回保険料、一時払の保険料は1回目の集金日に集金します。分割払の第2回目以降の保険料の集金は、第1回目集金日の翌月から毎月の集金日に集金します。



(注) 上記例では、万一、12/5に保険料が資金不足で引き落としができなかった場合、翌月(1/5)に再度引き落とし(分割払の場合は2か月分)されます。

⚠ 保険料の払い込みがないまま、万一事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約が解除されることもありますので、集金日までに所定の口座等に保険料相当額をご用意ください。資金不足による口座振替不能等により2か月連続して集金されなかった場合には、未払込保険料の全額をご請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。組合員脱退等、集団扱の適用条件を満たさなくなった場合は、お取扱いが異なります。

■ 分割払でご契約のお客さまが解約される場合のご留意事項

- ご契約を解約される場合には、下記の計算式によって計算した保険料を返還、またはご請求させていただきます。

$$\text{返還する保険料} = \text{未経過保険料}^* - \text{未払込保険料}$$

*未経過保険料 = 年間適用保険料 × (1 - 既経過期間に対応する月割)

(注1) 保険期間中に保険契約条件の変更があった場合は、左記計算式の「年間適用保険料」を「解約時の保険契約の契約条件に基づいた年間適用保険料」と読み替えて計算します。

(注2) 返還する保険料がマイナスとなる場合は、その額を請求させていただきます。

(注3) 長期契約の場合は保険年度単位で計算します。



おすすめプラン

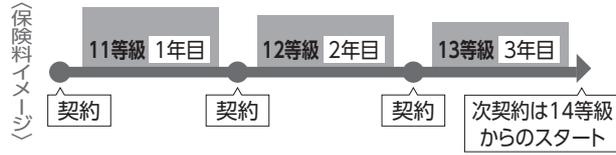
共栄火災が自信をもっておすすめするプラン・割引をご案内します。

1 ちょうき安泰 長期分割払の契約方式「ちょうき安泰」なら、安心が長続き!

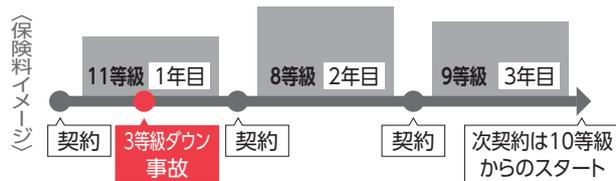
保険期間中に事故を起こしても、契約時に定めた保険料は保険終期まで変わりません!

1年契約だと…

- 毎年無事故で等級がアップすると…
翌年の保険料は下がります。

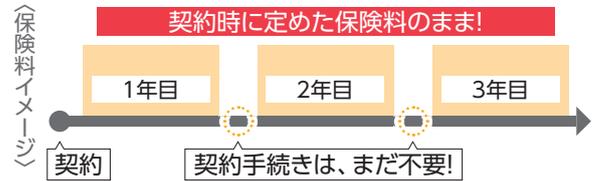


- 契約1年目に事故を起こしてしまうと…
事故を起こしてしまった場合、翌年の等級がダウンし、保険料は上がってしまいます。



ちょうき安泰なら…

事故があってもなくても、
契約時に定めた保険料は変動しません。



- 11等級からスタートすると、次契約は無事故の場合14等級、1年目に3等級ダウン事故を起こした場合10等級になります。

(注1) 等級についてはP.17 ノンフリート等級別料率制度をご覧ください。
(注2) 1年契約を継続される場合と比較して、保険料が高くなるケースがあります。

ポイント
1

毎年の契約手続きのお手間がかかりません!

- 保険期間は2年または3年を選べます。
- 2年目、3年目のご契約内容・保険料は、毎年ご案内します。
- お車の入替などの契約内容の変更については、「1年契約」と同様いつでもお手続きいただけます。

ポイント
2

契約時にゴールド免許なら最長3年間割引が適用されます!

- 保険期間の途中で運転免許証の更新により免許証の色が変更になっても、契約時の免許証の色による割引は保険期間が終了するまで適用されます。

ポイント
3

2 各種割引制度

お車の諸条件やご契約方法、補償範囲により、さまざまな割引制度がございます。
(注) 割引にはそれぞれ適用条件があります。詳しくは取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

新車割引	【自家用(普通・小型)乗用車】					【自家用軽四輪乗用車】						
	期間	等級	割引率				期間	等級	割引率			
			対人賠償	対物賠償	人身傷害	車両			対人賠償	対物賠償	人身傷害	車両
25か月以内	6S等級	33%	34%	37%	41%	25か月以内	6S等級	31%	32%	38%	44%	
	上記以外	6%	10%	16%	17%		上記以外	4%	8%	17%	21%	
25か月超	6S等級	31%	29%	36%	34%	25か月超	6S等級	29%	29%	35%	30%	
49か月以内	上記以外	3%	3%	15%	8%	49か月以内	上記以外	1%	3%	14%	2%	

(注1) 保険始期日(長期契約の2年度目以降は保険始期応当日)の属する月が、ご契約のお車の初度登録(自家用軽四輪乗用車は初度検査)年月の翌月から起算して49か月以内の場合に、割引を適用します。
(注2) 6S等級が適用される長期契約の場合、第1保険年度は「6S等級」、第2保険年度以降は「上記以外」の割引率を適用します。

お車の装備などに関する割引	ASV割引 9%割引	ご契約のお車に衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装着されている場合、割引を適用します。 対象車種: ●自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車 (注1) 保険始期日(長期契約の2年度目以降は保険始期応当日)が「お車の型式の発売後から約3年以内 [*] 」となるご契約が対象です。 [*] お車の型式が発売された年度に3を加算した年(暦年)の12月末までの期間をいいます。 (注2) 一部の特約等を除いた保険料が割引となります。
	ハイブリッドカー・電気自動車割引 3%割引	ご契約のお車がハイブリッド自動車、電気自動車、CNG車のいずれかで、保険始期日(長期契約の2年度目以降は保険始期応当日)の属する月が、ご契約のお車の初度登録(自家用軽四輪乗用車は初度検査)年月の翌月から起算して13か月以内の場合に、割引を適用します。 対象車種: ●自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車 (注) 一部の特約等を除いた保険料が割引となります。

(注1) 上記以外に「福祉車両割引」や「リサイクル部品使用特約」もあります。詳しくは取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。
(注2) ハイブリッドカー・電気自動車割引と福祉車両割引のどちらも適用できる場合は、割引率3%の適用とさせていただきます。

ご契約方法や補償範囲などに関する割引	ノンフリート多数契約割引 2台 3%割引 3~5台 4%割引 6台以上 6%割引 ご家族でまとめてのご契約がおトクです!	1保険証券で2台以上 [*] のお車やバイクをご契約いただくことにより割引を適用します。(ちょうき安泰の場合はご照会ください) [*] 「1保険証券で2台以上」とは1回のご契約でまとめて2台以上ご契約いただく場合で、保険の始期日および終期日を同一とするご契約となります。 (注) 一部の特約等を除いた保険料が割引となります。
	複数所有新規割引 7等級からご契約	1台目のご契約の等級が11等級以上であり、自家用8車種であるなど一定の条件を満たす場合、新たな2台目以降のお車のご契約に7等級を適用します。 詳細はP.17 ノンフリート等級別料率制度をご覧ください。
	運転者本人・夫婦限定割引 対人賠償 11%割引 対物賠償 3%割引 人身傷害 10%割引 車両 6%割引	補償の対象となる運転者を、お客さまとお客さまの配偶者に限定することにより、割引を適用します。 (注) 一部の特約等を除いた保険料が割引となります。
	長期優良契約割引 3%割引	前契約が20等級で事故がないなど一定の条件を満たす場合に、割引を適用します。 (注) 一部の特約等を除いた保険料が割引となります。
	ゴールド免許割引 13%割引	保険始期日におけるお客さまの運転免許証の色がゴールドの場合に、割引を適用します。 (注) 一部の特約等を除いた保険料が割引となります。

事故対応
トータルサポート

ロードサービス

KAP
くみるみるの概要

相手方への賠償

おケガの補償

お車の補償

その他の補償

集団扱いについて

おすすめプラン

保険料について

ご確認事項

詳しい補償内容

用語の説明

保険料について

保険料を決定する主な要素をご説明します。

1 ノンフリート等級別料率制度

ご契約台数が9台以下のご契約では、1等級から20等級までのノンフリート等級区分、および無事故・事故有の区分によって、保険料が割増・割引されるノンフリート等級別料率制度が適用されます。

① 新たにご契約される場合

- はじめてご契約いただく場合は6S等級となり、3%の割増が適用されます。
- 2台目以降のお車を新たにご契約される場合、すでに11～20等級の自家用8車種の契約があり、一定の条件を満たすときは7S等級となり、38%の割引が適用されます。

(注)2台目以降のお車を新たにご契約される場合、すでにご契約いただいているお車と入替手続きを行うことにより、そのお車に適用されているノンフリート等級を新たにご契約されるお車に継承することで、保険料を節約できる場合があります。この場合、すでにご契約いただいていたお車には6S等級または7S等級が適用されます。

中断証明書をお持ちではございませんか？

以前に、お車の廃車・譲渡や海外赴任等によりご契約を中断されている場合、中断前に適用されていたノンフリート等級を継承できる制度があります。詳しくは取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

② 継続してご契約される場合

等級の決定方法

- ご契約の保険期間が1年の場合、保険期間中無事故であれば、次回のご契約の等級は1等級上がります。保険金をお支払いする事故があった場合、次回のご契約の等級は事故の内容や件数によって決定します(保険期間が1年を超えるご契約の場合は取扱いが異なります。)
- 保険金をお支払いする事故には次の3種類があります。

1年間無事故なら

1等級上がります。



保険金をお支払いする事故があった場合

1件につき3等級ダウン

または1等級ダウン。

(ノーカウント事故を除く)



事故の種類	事故内容
ノーカウント事故	人身傷害保険、人身傷害定額払特約(傷害一時金)、人身傷害定額払特約(死亡・後遺障害)、人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約、搭乗者傷害保険、被害者救済費用等補償特約、ファミリーバイク特約、弁護士費用等補償特約、自動車事故弁護士費用等補償特約、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約、人身傷害保険のペット搭乗中補償特約、入院時ペット諸費用補償特約、代車費用補償特約、車両搬送時代車費用補償特約、車内携行品補償特約、車両保険の無過失事故に関する特約、車両搬送・引上げ費用補償特約、日常生活個人賠償責任補償特約、自転車傷害補償特約に係る事故、自動運転中の事故 [※] など
1等級ダウン事故	車両保険のみに関する事故で、火災または爆発・盗難・台風・落書き・飛石などの飛来物や落下物による損害・いたづらによるものなど
3等級ダウン事故	上記に該当しない事故

[※]道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置を備えている場合で、当該装置が作動中の事故をいいます。自動運転中の事故でも1等級ダウン事故に該当する場合は1等級ダウンします。

(注)詳細については、必ず「ご契約のしおり(約款冊子)」をご確認ください。

事故有係数の適用方法

- 3等級ダウン事故を起こすと翌年のご契約から「事故有係数(事故有の割増引率)」が事故1件につき3年間適用され、1等級ダウン事故の場合は事故1件につき1年間適用されます。
- 事故有係数適用期間は事故が発生するごとに上限「6年」まで積算され、1年間経過するごとに「1年」減少します。事故有係数適用期間が「0年」となる場合には「無事故係数(無事故の割増引率)」が適用されます。

適用する等級ごとの割増・割引率

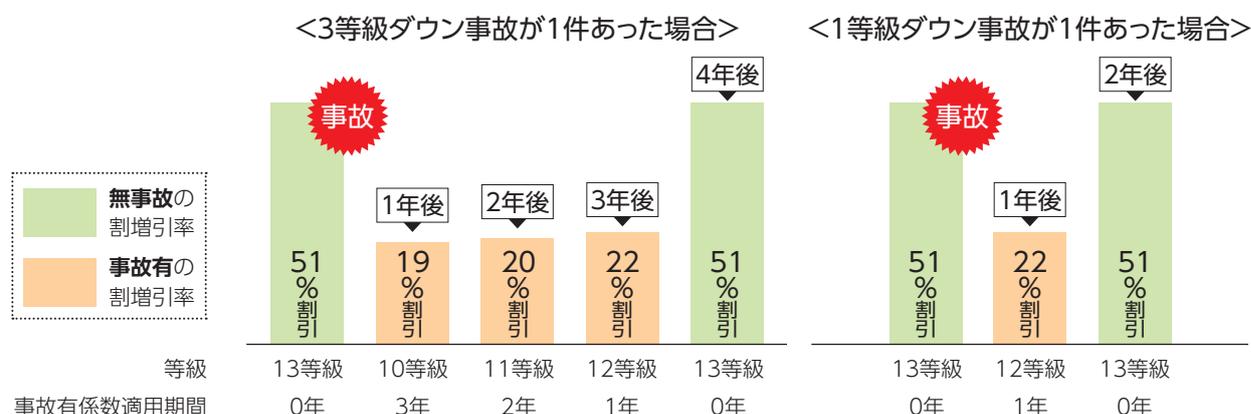
- 継続契約に適用する各等級の割増引率は次のとおりです。

(2023年1月1日現在)

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引区分	割増				割引															
無事故の割増引率	108%	63%	38%	7%	2%	13%	27%	38%	44%	46%	48%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	56%	57%	63%
事故有の割増引率							14%	15%	18%	19%	20%	22%	24%	25%	28%	32%	44%	46%	50%	51%

(注) 他の保険会社(共済を含みます。)より共栄火災へご契約を切り替えられても、ノンフリート等級(割増・割引)および事故有係数適用期間は継承されます。ただし、一部の共済については取扱いが異なります。

「等級」と「事故有係数」の進行例



2 型式別料率クラス制度

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車については、お車の「型式」別はその事故発生状況などに基づき損害保険料率算出機構が決定した「型式別料率クラス制度」を導入しています。

- 料率クラスは、補償種目(車両・対人・対物・人傷)ごとに設定しています。
自家用(普通・小型)乗用車は1~17の17段階、自家用軽四輪乗用車は1~3の3段階に区分しています。
- 料率クラスの数字が大きくなるほど保険料が高くなります。
- 毎年1月1日にお車の型式ごとの事故実績に基づいて料率クラスの見直しを実施しています。
- 見直しの結果、ご契約のお車の型式によっては、前契約で事故を起こしていない場合でも、継続契約の保険料が上がるケースがあります。

(注) 料率クラスの決定・見直しは、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された「損害保険料率算出機構」が行っています。

■ 例えば、自家用普通乗用車の場合、同じ排気量のお車でも、料率クラスが異なれば保険料も異なります。

事故の多い型式のお車 ▶ **保険料** 車両クラス…15 | 対人クラス…10 | 対物クラス…9 | 人傷クラス…7

事故の少ない型式のお車 ▶ **保険料** 車両クラス…4 | 対人クラス…5 | 対物クラス…4 | 人傷クラス…5

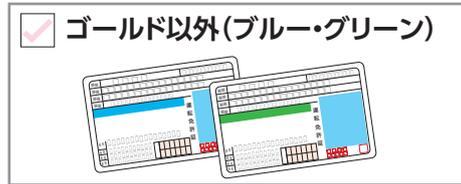
ご確認事項

ご契約の際は、スムーズにお申込みいただくため、以下の条件をご確認ください。

✓チェック

1 免許証の色をご確認ください。

- お客さま(お車を主に使用される方)の免許証の色により、保険料を設定します。
- 正しい免許証の色でご契約されなかった場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。



(注) 免許証の色は保険始期日時点の免許証の色をいいます。なお、保険始期日が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合、更新前後の免許証のいずれかがゴールドであれば、免許証の色による区分は「ゴールド」になります。

✓チェック

2 運転される方の範囲・年齢をご確認ください。

どなたが運転されますか?
※記名被保険者とは、ご契約のお車を主に運転される方をいいます。

①
記名被保険者*
(ご本人)

②
記名被保険者*
の配偶者

③
記名被保険者*
またはその配偶者の
同居のご親族

④
記名被保険者*
またはその配偶者の
別居の未婚のお子さま

⑤
別居のご親族
(別居の既婚のお子さま等)
友人・知人等
(⑥の方を除きます。)

⑥
①~③の方
の業務に従事中の
使用人の方

運転者を限定する特約について確認してください。

運転者本人・夫婦限定をセットできます。
割引の詳細はP.16

運転者を限定する特約をセットした場合は補償されません。

運転者の年齢条件

①、②の方のなかで最も若い方の年齢にあわせて

①~③の方のなかで最も若い方の年齢にあわせて
(④、⑤の方は運転者年齢条件にかかわらず補償します。)

①~③の方、および⑥の方のなかで最も若い方の年齢にあわせて

運転される最も若い方の年齢にチェックしてください。

20歳以下
(全年齢補償)

21歳以上
限定補償

26歳以上
限定補償

35歳以上
限定補償

【記名被保険者年齢区分】 記名被保険者(ご契約のお車を主に運転される方)の年齢に応じて、保険料が算出されます。保険料を算出するための区分であり、補償される運転者年齢の範囲ではありません。上記で選択された運転者の年齢条件から記名被保険者の年齢によって、下記のとおり設定されます。

29歳以下	29歳以下	29歳以下	30歳以上 39歳以下	40歳以上 49歳以下	50歳以上 59歳以下	29歳以下 ^{※2}	30歳以上 ^{※3} 39歳以下	40歳以上 49歳以下	50歳以上 59歳以下
30歳以上 ^{※1}	30歳以上 ^{※1}	60歳以上 64歳以下	65歳以上 69歳以下	70歳以上 74歳以下	75歳以上	60歳以上 64歳以下	65歳以上 69歳以下	70歳以上 74歳以下	75歳以上

※1 「家族プラン割引」対象契約

- 同居のお子さま(20歳)が免許を取得され、お客さま(記名被保険者・50歳)のお車を運転するケースでは運転者年齢条件が全年齢補償となります。
- 共栄火災の自動車保険では運転者年齢条件が「全年齢補償」と「21歳以上補償」で「記名被保険者年齢」が30歳以上になる場合、「家族プラン割引」が適用されます。

※2 記名被保険者が29歳以下の個人事業主で、実際にお車を運転する方が35歳以上の場合等がこの区分になります。

※3 記名被保険者が30歳以上34歳以下の個人事業主で、実際にお車を運転する方が35歳以上の場合等がこの区分になります。

チェック

3 補償が重複していないかご確認ください。

ご家族で
2台以上の
お車を所有する
お客さまへ

- ご家族で複数の自動車保険をご契約されている場合、補償の内容等が重複することでご希望の内容よりも補償が過大となったり、不要な保険料負担が発生することがあります。
- ご契約内容を見直すことにより保険料を抑えることができるケースがあります。

お客さまご自身と、お客さまの同居のご家族



補償範囲

<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p>人身傷害の他車搭乗中 および車外自動車事故 補償特約</p> <p>詳細は P.22</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他の自動車に搭乗中の事故 ● 歩行中などの自動車事故 	<p></p> <p>ご契約のお車に搭乗中以外の事故は、いずれかのお車1台が「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」に加入することで補償されます。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険金額が「無制限」のご契約の場合、重複した部分の保険金額は合算されませんので、保険金額が「無制限」のご契約を1つお選びいただき、そのご契約に「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」をセットしてください。 ● 保険金額が「無制限」のご契約でない場合、重複した部分の保険金額は合算されますが、損害額を超えて保険金はお支払いできません。保険金額の合算額がご希望の保険金額となるようご確認ください。
<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p>ファミリーバイク特約</p> <p>詳細は P.27</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原動機付自転車運転中の事故 	<p></p> <p>いずれかのお車1台が「ファミリーバイク特約」に加入することで補償されます。</p>
<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p>弁護士費用等補償特約 または 自動車事故 弁護士費用等補償特約</p> <p>詳細は P.25 ~ P.26</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動車事故や日常生活における被害事故* 	<p></p> <p>いずれかのお車1台が「弁護士費用等補償特約」または「自動車事故弁護士費用等補償特約」に加入することで補償されます。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ● ご家族で複数のご契約にセットされた場合、保険金額は合算されますが、損害額を超えて保険金はお支払いできません。 ※ 日常生活における被害事故は「弁護士費用等補償特約」と「自動車事故弁護士費用等補償特約」との間で補償重複はありません。
<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p>日常生活個人賠償 責任補償特約</p> <p>詳細は P.26</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活での偶然な事故 	<p></p> <p>いずれかのお車1台が「日常生活個人賠償責任補償特約」に加入することで補償されます。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ● ご家族で複数のご契約にセットされた場合、保険金額は合算されますが、損害額を超えて保険金はお支払いできません。

- 上記の補償重複は、共栄火災とのご契約に限定したものではありません。他の保険会社（共済を含みます。以下同じ）ともご契約されている場合は、それらも含めてご確認ください。なお、上記と同様の補償・特約であっても保険会社によっては名称が異なる場合がありますのでご注意ください。
- 補償重複をさけるために1つのご契約にのみ補償・特約をセットされた場合、お車の廃車等によりそのご契約を解約するときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）があるときに、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。
- 他の保険契約等でも、類似の補償がある場合がございますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。

「保険金をお支払いできない主な場合等」で使用されるアイコンのご説明

「保険金をお支払いできない主な場合等」で使用されるアイコンに該当する場合は保険金をお支払いできません。

 故意・重大過失	故意または重大な過失 被保険者等の故意または重大な過失によって生じた損害※1	 地震・噴火・津波	地震・噴火・津波 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 競技	競技・曲技等 ご契約のお車を競技・曲技のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害	 酒気帯び	無免許運転、麻薬、酒気帯び 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害
 故意	故意 保険契約者等の故意によって生じた損害※2	 脳疾患・疾病・心神喪失	脳疾患・疾病・心神喪失 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によってそのご本人に生じた損害

※1 故意または重大な過失によって事故を起こした方以外については、保険金をお支払いできる場合があります。 ※2 故意によって事故を起こした方以外については、保険金をお支払いできる場合があります。

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合 / お支払いする保険金等	保険金をお支払いできない主な場合等
相手方への賠償	対人賠償責任保険 すべてのご契約に 自動 セット されます。	【保険金をお支払いする場合】 ご契約のお車の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合 【お支払いする保険金】 ●自賠責保険等で支払われるべき金額を超える部分について保険金をお支払いします。 ●保険金額は無制限です。 ●自己負担額はありません。 (注) 相手方が死亡された場合は、上記保険金とは別に「臨時費用保険金」として15万円をお支払いします。 【被保険者(補償を受けられる方)】 ① 記名被保険者 ② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかの方 ・記名被保険者の配偶者 ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居のご親族 ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方※1 ④ ①～③のいずれかの方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、および監督義務者等(ただし、その責任無能力者の方の事故に限ります。) ⑤ 記名被保険者の使用者※2 ※1 別居の既婚のお子さまや友人・知人等、上記①・②以外の方をいいます。ただし、業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業者の方以外の方をいいます。 ※2 記名被保険者をご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。	 地震・噴火・津波  競技  故意
	対物賠償責任保険 すべてのご契約に 自動 セット されます。	【保険金をお支払いする場合】 ご契約のお車の事故により他人の車や財物に損害を与えたり、ご契約のお車が線路をふさいでしまったことなどが原因で電車等を運行不能にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合 【お支払いする保険金】 ●保険金額は無制限です。 ●自己負担額はありません。 【被保険者(補償を受けられる方)】 対人賠償責任保険と同じです。	
	対物超過修理費用補償特約 すべてのご契約に 自動 セット されます。	【保険金をお支払いする場合】 対物賠償責任保険で保険金をお支払いする事故で、損害をあたえた相手の車や物の修理費が時価額を上回った場合 (注) 6か月以内に損害をあたえた相手の車や物を修理することなどの条件があります。 【お支払いする保険金】 損害をあたえた相手の車や物の修理費と時価額との差額について、お客さまの過失割合に応じてご負担する金額を、100万円を限度にお支払いします。 【被保険者(補償を受けられる方)】 対人賠償責任保険と同じです。	

上記に加えて
 ●記名被保険者またはご契約のお車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等を死傷させたり、これらの方または運転中の方の所有・使用または管理する財物を破損させたことにより、被保険者が被る損害
 ●台風、洪水または高潮によって生じた損害
 など

	おケガの補償	人身傷害保険	次ページに記載。
	人身傷害保険 すべてのご契約に 自動 セット されます。	【保険金をお支払いする場合】 ●ご契約のお車に搭乗中※の方(被保険者)が、自動車事故により死傷されたり、後遺障害を負われた場合 ※自動車専用道路等(自動車専用道路・高速自動車国道)においてご契約のお車を一時的に離れている間を含みます。ただし、サービスエリア等(自動車以外での通行が禁じられていない場所)でご契約のお車を離れている間等を除きます。 【お支払いする保険金】 死傷されたり、後遺障害を負われた場合の損害額に対して、お客さまご自身の過失にかかわらず、1回の事故につき被保険者1名ごとに保険金額の範囲内で保険金をお支払いします。	

保険金の種類

保険金をお支払いする場合 / お支払いする保険金等

保険金をお支払いできない主な場合等

人身傷害保険
(つづき)

(注1) 損害は、治療費、休業損害、精神的損害、死亡されたときの葬儀費、逸失利益などがお支払いの対象となります。
(注2) 損害額は、普通保険約款に定める損害額基準に従い共済火災が認定させていただきます。
(注3) 相手方から賠償があった場合などには、これらの額を差し引いて保険金をお支払いします。
(注4) 無保険車事故に該当する場合は、保険金額にかかわらず保険金をお支払いします。

【被保険者(補償を受けられる方)】

- ① ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方^{*1}
- ② ①以外の方で、ご契約のお車の保有者^{*2}
- ③ ①・②以外の方で、ご契約のお車の運転者^{*2}

^{*1} ①の方には、自動車専用道路等においてご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内を一時的に離れている方を含みます。ただし、次のア・イ. のいずれかに該当する場合は除きます。
ア. 自動車専用道路等のうち、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車以外の方法での通行が法令により禁じられていない場所において、傷害を被った場合
イ. 自動車専用道路等における救急、消防、事故処理、補修、清掃等を業として行っている方が、自動車専用道路等においてその業務に従事している場合

^{*2} 上記②・③のいずれかに該当する方は、これらの方がご契約のお車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの方に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限りです。
(注) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の方を除きます。



上記に加えて

●被保険者が、ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた損害 など

人身傷害定額払特約
(傷害一時金)

すべてのご契約に
セットできます。

【保険金をお支払いする場合】

ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故により傷害を被り、事故発生日からその日を含めて180日以内に入院または通院された場合

【お支払いする保険金】

入院または通院した日数により、被保険者1名につき次の額を一時金(定額)としてお支払いします。

入院または通院した日数	お支払いする保険金の額
1日以上5日未満	1万円
5日以上	10万円

(注) 人身傷害保険で保険金をお支払いする場合でも、重複してお支払いします。

【被保険者(補償を受けられる方)】

人身傷害保険と同じです。

人身傷害定額払特約
(死亡・後遺障害)

人身傷害定額払特約(傷害一時金)をご契約の場合にセットできます。

【保険金をお支払いする場合】

- 死亡保険金
ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故により傷害を被り、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
- 後遺障害保険金
ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故により傷害を被り、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害を負われた場合

【お支払いする保険金】

- 死亡保険金
保険金額の全額をお支払いします。
(注) すでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでにお支払いした金額を差し引いた額をお支払いします。
- 後遺障害保険金
後遺障害の程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします。
(注) 180日を超えて治療が必要な場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。

【被保険者(補償を受けられる方)】

人身傷害保険と同じです。

人身傷害の
他車搭乗中および
車外自動車事故
補償特約

すべてのご契約に
セットできます。

この特約をセットすることにより、人身傷害保険、人身傷害定額払特約(傷害一時金)および人身傷害定額払特約(死亡・後遺障害)の被保険者(補償を受けられる方)の範囲が下記のとおり拡大します。

<補償対象となる事故>

○…補償対象 ×…補償対象外

事故の種類	①ご契約のお車に搭乗中の事故	②他の自動車に搭乗中の事故	③歩行中などの事故
補償内容	ご契約のお車に搭乗中 ^{*1} の方の事故によるケガなどに対する補償	他の自動車 ^{*2} に搭乗中の事故によるケガなどについて、お客さまはもちろんご家族も補償	歩行中や自転車に乗っているときの運行中の自動車との事故によるケガなどについて、お客さまはもちろんご家族も補償
●人身傷害保険 ●人身傷害定額払特約(傷害一時金) ●人身傷害定額払特約(死亡・後遺障害)	○	×	×
④人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約をセット	○	○ ^{*3}	○ ^{*3}

事故対応
ツールサポート

ロードサービス

KAP
くまのまるの概要

相手方への賠償

おケガの補償

お車の補償

その他の補償

集団扱について

おすすのプラン

保険料について

ご確認事項

詳しい補償内容

用語の説明

おケガの補償

人身傷害の
他車搭乗中および
車外自動車事故
補償特約
(つづき)

- ※1 自動車専用道路等においてご契約のお車を一時的に離れている間を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている間等を除きます。
- ※2 「記名被保険者・その配偶者・これらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車」および「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが所有する自動車または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車」以外の自動車をいいます。
- ※3 補償対象となる方は、記名被保険者、その配偶者および記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族、別居の未婚のお子さまです。

⚠ 補償が重複していないかご確認ください。

- ご家族で複数の自動車保険をご契約されている場合、補償の内容等が重複することでご希望の内容よりも補償が過大となったり、不要な保険料負担が発生することがあります。
- ご契約内容を見直すことにより保険料を抑えることができるケースがあります。

前ページに記載。

人身傷害保険の
ペット搭乗中
補償特約
+
入院時ペット
諸費用補償特約

すべてのご契約に
セットできます。
(注)2つの特約はセット
で加入する必要があります。

ご契約のお車に搭乗中のペット(犬および猫)の自動車事故によるケガの治療費用や、死亡の際の葬祭・臨時費用、お客さまやご家族の方が自動車事故で入院された際のペット預託費用を補償する特約です。

(注)被保険者が販売を目的として飼養している犬および猫はペットに含みません。

【お支払いする保険金】

ペット1匹ごとに次の保険金をお支払いします。

- ① 治療費用保険金
事故発生日からその日を含めて30日以内の治療費用等として実際に負担された費用に対して、5万円を限度に保険金をお支払いします。
- ② 葬祭費用保険金
事故発生日からその日を含めて30日以内に死亡した場合の葬祭費用等として実際に負担された費用に対して、10万円を限度に保険金をお支払いします。
- ③ 臨時費用保険金
葬祭費用保険金をお支払いする場合に、被保険者が臨時に必要な費用として、3万円をお支払いします。
- ④ ペット諸費用保険金
被保険者が入院中にペット取扱業者を利用するために実際に負担された費用に対して、10万円を限度に保険金をお支払いします。

上記①～③は、お客さまやご家族の方が、人身傷害保険の支払対象となる事故により、同時に死傷した場合、上記④は、お客さまやご家族の方が、人身傷害保険の支払対象となる事故により受傷し、入院された場合にお支払いします。

【被保険者(補償を受けられる方)】

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ ①または②の同居のご親族
- ④ ①または②の別居の未婚のお子さま

- 被保険者がペットを危険な状態*でご契約のお車に搭乗させている間に生じた損害
- ※ ペットを膝に乗せて運転するなど、運転者が行うハンドルその他の装置の操作をペットが妨げている状態をいいます。

お車の補償

車両保険
(一般車両保険)

すべてのご契約に
セットできます。

(注)「車対車+限定A車両保険」は、「自動車相互間衝突危険および動物衝突危険「車両損害」補償特約+車両危険限定補償特約(A)」をご覧ください。

【保険金をお支払いする場合】

ご契約のお車が、損傷したり盗難にあわれた場合

【お支払いする保険金】

ご契約のお車の損害の額(修理費等)から自己負担額(免責金額)を差し引いた額について、車両保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、実際に負担した損害防止費用や運搬費用、盗難引取費用などをあわせてお支払いします。(注)全損の場合は自己負担額(免責金額)を差し引かずにお支払いします。

〈車両保険の保険金額の設定〉

●ご契約のお車の市場販売価格相当額を参考に設定していただきます。

〈自己負担額(免責金額)の設定〉

●1回目と2回目以降の車両事故のそれぞれについて自己負担額(免責金額)をご設定していただきます。

増額方式	1回目の車両事故	0円(なし)または5万円のいずれか
	2回目以降の車両事故	10万円
定額方式	事故の回数にかかわらず	0円(なし)・5万円・7万円・10万円・15万円・20万円のいずれか

【被保険者(補償を受けられる方)】

ご契約のお車の所有者
(以下の「お車の補償」の各種特約において、被保険者の記載がないものについては同じです。)



上記に加えて

- 欠陥・摩滅・腐しよくさび、その他自然の消耗、故障損害
- 取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害
- 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害など

自動車相互間衝突危険
および動物衝突危険
「車両損害」補償特約
+
車両危険限定補償特約(A)

車両保険にセットできます。

【保険金をお支払いする場合】

ご契約のお車が、次の事故により損害を被った場合

- ① 車対車の衝突・接触事故、あて逃げまたは動物(人を除きます。)との衝突・接触事故
- ② 盗難、いたづら、火災、爆発等、主にお車の走行に起因しない事故

(注)2つの特約をセットした場合、上記①および②以外の事故はお支払いの対象になりません。

【お支払いする保険金】

車両保険と同じです。

⚠ 2つの特約はセットで加入する必要があります。

車両保険と同じです。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合 / お支払いする保険金等	保険金をお支払いできない主な場合等					
<p>お車の補償</p> <p>車両保険の無過失事故に関する特約</p> <p>車両保険に自動セットされます。</p>	<p>相手が確認できる車対車[*]の事故について、相手自動車の追突や赤信号無視など、お客さまに過失がないと認められる場合の事故。または、ご契約のお車の欠陥や第三者による不正アクセス等によって発生したお客さまに過失がないと認められる場合の事故についてノーカウント事故として取り扱う特約です。</p> <p>[*]ご契約のお車の所有者が所有する別のお車との事故は除きます。</p> <p>●無過失事故とは：相手が確認できる車対車の事故で、ご契約のお車を使用・管理している方に過失がなかったことが確定している事故、もしくは、確定しない場合であっても、下記①～④のいずれかに該当し、過失がなかったと認められる事故、または下記⑤に該当し、ご契約のお車を所有・使用している方に過失がなかったと認められる事故をいいます。</p> <p>① 相手自動車をご契約のお車に追突した場合 ② 相手自動車センターラインオーバーでご契約のお車に衝突した場合 ③ 相手自動車赤信号[*]を無視して交差点に進入し、青信号で進行したご契約のお車に衝突した場合 [*]赤色点滅は含みません。 ④ ①～③以外で、相手自動車駐車または停車中のご契約のお車に衝突した場合 ⑤ ご契約のお車の欠陥や第三者による不正アクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作により衝突、接触等の事故が発生した場合</p>	—					
<p>車対車事故免責ゼロ特約</p> <p>自己負担額(免責金額)が「0円(なし)」(定額方式)以外の車両保険にセットできます。</p>	<p>事故の回数に関係なく、相手が確認できる車対車[*]の事故について、自己負担額なしで保険金をお支払いします。</p> <p>[*]ご契約のお車の所有者が所有する別のお車との事故は除きます。</p>	—					
<p>代車費用補償特約</p> <p>●すべてのご契約にセットできます。 ●車両搬送時代車費用補償特約と重複してセットすることはできません。</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】</p> <p>●ご契約のお車が、事故にあわれた場合、または故障損害等によって自力走行不能[*]になった場合 [*]自力走行不能とは、レッカー移動等、救助作業が実際に行われる場合、または応急処理を行わないと自力で移動することができない場合をいいます。 ●ご契約のお車が盗難にあわれた場合 ●タイヤの単独損害によって整備工場等に搬送された場合</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p>ご契約のお車を修理等によりご使用いただけない間、レンタカーを借りるために実際に負担した代車費用^{*1}を、基準日額に代車等の利用日数^{*2}を乗じた額を限度にお支払いします。</p> <p>^{*1} 下記のような他の交通手段を利用せざるをえないときで共栄火災が認められた場合は、その交通手段に必要な費用を代車費用に含めてお支払いします。 ●台風・洪水等の災害の影響により生じたレンタカーの不足等の事情により、代車としてレンタカーの借入れができないとき ●事故により腕を痛めてしまった場合等、運転ができないため、電車、バス、タクシーなどの代車以外の交通手段を利用するとき</p> <p>^{*2} 利用日数は最大30日間(故障の場合は最大15日間)です。</p> <p>〈基準日額の設定〉 基準日額は以下の4種類からお選びいただけます。</p> <table border="1" data-bbox="459 1467 1203 1514"> <tr> <td>基準日額</td> <td>5,000円</td> <td>7,000円</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>	基準日額	5,000円	7,000円	10,000円	15,000円	<p>お車の補償</p> <p>その他の補償</p> <p>集团扱について</p> <p>おすすめるプラン</p> <p>保険料について</p> <p>ご確認事項</p> <p>詳しい補償内容</p> <p>用語の説明</p> <p>  上記に加えて ●ご契約のお車の燃料切れ など </p>
基準日額	5,000円	7,000円	10,000円	15,000円			
<p>車両搬送時代車費用補償特約</p> <p>●すべてのご契約に基本セットされます。 ●代車費用補償特約と重複してセットすることはできません。</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】</p> <p>●ご契約のお車が、事故や故障損害等によって自力走行不能[*]になり整備工場等に搬送された場合 [*]自力走行不能とは、レッカー移動等、救助作業が実際に行われる場合、または応急処置を行わないと自力で移動することができない場合をいいます。 ●ご契約のお車が盗難にあわれた場合</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p>●代車費用補償特約と同じです。 ●基準日額は「5,000円」です。</p>	—					
<p>車内携行品補償特約</p> <p>すべてのご契約にセットできます。</p>	<p>【保険金をお支払いする場合】</p> <p>ご契約のお車の車室内、トランクルームに収納されているお客さまやご家族の方の所有する携行品(ゴルフ用品、カメラ等の個人が所有する日用品)が、ご契約のお車の衝突・接触・盗難などにより損害を被った場合 (注)業務に使用する動産の損害は補償の対象に含みません。</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p>●損害の額(修理費等)について、保険金額30万円を限度に保険金をお支払いします。 ●自己負担額は5,000円です。</p>	—					

このパンフレットに記載の「保険金をお支払いできない主な場合等」は、主なケースのみです。各保険・特約によっては、他にも保険金をお支払いできない事由に該当するケースがあります。詳細は「約款冊子」等をご確認ください。

事故対応
トータルサポート

ロードサービス

KAP
くろまるの概要

相手方への賠償

おケガの補償

お車の補償

その他の補償

集团扱について

おすすめるプラン

保険料について

ご確認事項

詳しい補償内容

用語の説明

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合 / お支払いする保険金等	保険金をお支払いできない主な場合等		
お車の補償	地震・噴火・津波 危険車両全損時 一時金特約 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;">車両保険にセットできます。</div>	<p>【保険金をお支払いする場合】 地震や噴火またはこれらによる津波が原因でご契約のお車が全損※となった場合 ※この特約における全損とは、車両保険や他の特約における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。</p> <p>【お支払いする保険金】 一時金として50万円をお支払いします(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額と同額をお支払いします。)</p> <p>【被保険者(補償を受けられる方)】 記名被保険者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 自動車相互間衝突危険および動物衝突危険「車両損害」補償特約・車両危険限定補償特約(A)と重複してセットすることはできません。一般車両保険のご契約にセットできます。 </div>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 故意・重過失 </div> <p style="text-align: right;">など</p>		
	車対車・車両全損時 一時金特約※1 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;">車両保険金額が10万円以上の車両保険にセットできます。</div>	<p>【保険金をお支払いする場合】 相手が確認できる車対車の事故※2によりご契約のお車が全損となった場合 ※1 正式名称は「自動車相互間衝突危険車両全損時一時金特約(相手自動車確認条件付)」です。 ※2 ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との事故は除きます。</p> <p>【お支払いする保険金】 買替えにかかる諸費用等への補償として、車両保険金とは別に一時金として一律10万円をお支払いします。</p>	<p>車両保険と同じです。</p>		
	車両全損時 臨時費用補償特約 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;">車両保険にセットできます。</div>	<p>【保険金をお支払いする場合】 車両保険金をお支払いする事故で、ご契約のお車が全損となった場合</p> <p>【お支払いする保険金】 車両保険金とは別に臨時費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。</p>			
	車両超過修理費用 補償特約 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;">車両全損時臨時費用補償特約をご契約の車両保険にセットできます。</div>	<p>【保険金をお支払いする場合】 車両保険金をお支払いする事故で、ご契約のお車の損害に対する修理費が車両保険金額を上回る場合</p> <p>【お支払いする保険金】 「修理費から自己負担額(免責金額)を差し引いた額」について、超過修理限度額(車両保険金額に50万円を加えた額)を限度に保険金をお支払いします。ただし、修理を行わないときは車両保険金額が限度となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 車両保険金額が200万円を超える場合はセットできません。 </div>			
	車両新価保険特約 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;">車両保険にセットできます。</div>	<p>【保険金をお支払いする場合】 車両保険金をお支払いする事故で、ご契約のお車が全損または新車保険金額※1の50%以上の車両損害(外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。)が発生した場合※2</p> <p>※1 新車保険金額とは、ご契約のお車の初度登録(初度検査)後1年未満の市場販売価格相当額を新車保険価額として、契約時に協定した額をいいます。</p> <p>※2 盗難事故については、補償の対象外となります(盗難後にご契約のお車が発見された場合を除きます。)</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お車を買替えた場合 買替えたお車の取得額(車両本体価格、付属品の価格およびそれらに課される消費税)を新車保険金額を限度にお支払いします。さらに、「再取得時諸費用保険金※」をお支払いします。 ●お車を修理した場合 新車保険金額を限度に修理費をお支払いします。 ※新車保険金額が、100万円以下の場合は10万円、100万円を超える場合は新車保険金額の10%(30万円限度)をお支払いします。なお、この場合には車両全損時臨時費用補償特約による保険金はお支払いできません。 <p>(注)お車の買替えや損傷の修理は、事故発生の日から90日以内に限りします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約の満期日の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月以内の場合にセットすることができます。 ● ご契約のお車がリースカーである場合、この特約による保険金は車両所有者(リースカーの貸主)に支払われますので、この特約をセットする場合はその必要性を十分ご確認ください。 </div>			
その他の補償	弁護士費用等 補償特約 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● すべてのご契約にセットできます。 ● 自動車事故弁護士費用等補償特約と重複してセットすることはできません。 </div>	<p>【保険金をお支払いする場合】 お客さまやご家族の方が、自動車事故や日常生活に起因する急激かつ偶然な外来の事故で、死傷されたり財物に損害を被ったことについて、相手方に対して法律上の損害賠償を請求する場合</p> <p>【お支払いする保険金】 実際に負担した次の費用について保険金をお支払いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">弁護士報酬や司法書士報酬、訴訟費用など</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">被保険者1名につき 300万円 限度</td> </tr> </table>	弁護士報酬や司法書士報酬、訴訟費用など	被保険者1名につき 300万円 限度	<p>次ページに記載。</p>
弁護士報酬や司法書士報酬、訴訟費用など	被保険者1名につき 300万円 限度				

このパンフレットに記載の「保険金をお支払いできない主な場合等」は、主なケースのみです。各保険・特約によっては、他にも保険金をお支払いできない事由に該当するケースがあります。詳細は「約款冊子」等をご確認ください。

その他の補償

弁護士費用等補償特約 (つづき)

弁護士への法律相談費用、または司法書士・行政書士への相談費用 被保険者1名につき **10万円** 限度

なお、弁護士等への着手金、報酬金等については、共栄火災が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
 (注1) 損害賠償請求をするために弁護士、司法書士に委任される場合、または弁護士、司法書士、行政書士に相談される場合は、必ずあらかじめ共栄火災にご連絡ください。共栄火災の同意を得ずに損害賠償請求費用や相談費用を負担された場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 (注2) 複数のご契約があるお客さまはP.20をご覧ください。

【被保険者(補償を受けられる方)】
 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者
 ③ ①または②の同居のご親族 ④ ①または②の別居の未婚のお子さま
 ⑤ ①～④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方など
 (注) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の方、および業務受託中の自動車取扱業者の方を除きます。

自動車事故弁護士費用等補償特約

すべてのご契約にセットできます。

【保険金をお支払いする場合】
 お客さまやご家族の方が、自動車事故に起因する急激かつ偶然な外来の事故で、死傷されたり財物に損害を被ったことについて、相手方に対して法律上の損害賠償を請求する場合
 (注) 日常生活に起因する事故については対象外です。

【お支払いする保険金 / 被保険者(補償を受けられる方)】
 弁護士費用等補償特約と同じです。

 弁護士費用等補償特約と重複してセットすることはできません。

日常生活個人賠償責任補償特約

すべてのご契約にセットできます。

【保険金をお支払いする場合】
 お客さまやご家族の方が日本国内において日常生活に起因する偶然な事故や被保険者が居住されている住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人の生命や身体を害したり、他人の財物に損害を与えてしまった。または誤って線路へ立ち入ってしまったことなどが原因で電車等を運行不能にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合

【お支払いする保険金】
 損害賠償金などについて1事故につき2億円を限度にお支払いします(自己負担額はありません。)。上記の保険金とは別に、共栄火災の同意を得て支出した折衝・示談・協力・訴訟費用等をお支払いします。
 (注) 複数のご契約があるお客さまはP.20をご覧ください。

【被保険者(補償を受けられる方)】
 ① 記名被保険者
 ② 記名被保険者の配偶者
 ③ ①または②の同居のご親族
 ④ ①または②の別居の未婚のお子さま
 (注) ①～④のいずれかの方が責任無能力者等である場合は、その方の親権者、監督義務者等を含みます。ただし、その責任無能力者等の方の事故に限ります。

自転車傷害補償特約

日常生活個人賠償責任補償特約をご契約の場合にセットできます。

【保険金をお支払いする場合】
 お客さまやご家族の方が自転車搭乗中の事故や他人が運転する自転車との衝突・接触事故でケガをされた場合

【お支払いする保険金】
 ● **死亡保険金および後遺障害保険金**
 事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合や後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。
 ● **医療保険金**
 事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院された日数が5日以上の場合に、保険金をお支払いします。

保険金種類	お支払いする保険金の額
死亡保険金	300万円*
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて12万円～300万円
医療保険金	入院日数が5日以上の場合に、おケガの部位・症状に応じて3万円～72万円

*1回の事故につき、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、300万円からその金額を控除した残額がお支払いする死亡保険金となります。



上記に加えて
 ● 台風、洪水または高潮によって生じた損害
 ● 外科的手術その他の医療処置に起因して生じた事故による損害 など



上記に加えて
 ● 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
 ● 航空機、船舶・車両*1(道路運送車両法に規定する「道路運送車両」のことであり、電動のパラスクーターやキックボードも含まれます。)または銃器*2の所有・使用・管理に起因する賠償責任
 ※1 原動力がもっぱら人力である船舶または車両およびゴルフ場におけるゴルフカートを除きます。
 ※2 空気銃を除きます。
 ● 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 など



上記に加えて
 ● 被保険者が、自転車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないで自転車に搭乗中に生じた傷害
 ● 自転車を競技・曲技のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた傷害 など

事故対応
 ツールサポート
 ロードサービス
 KAP
 くらぶの概要
 相手方への賠償
 おケガの補償
 お車の補償
 その他の補償
 集団扱について
 おすすめプラン
 保険料について
 確認事項
 詳しい補償内容
 用語の説明

事故対応トータルサポート

0120-044-787 番号①
【通話料無料】

事故の受付

■事故受付センター

お車の事故や故障等のトラブルが発生した場合、スマートフォン専用アプリ「くるまるNAVI」または上記専用ダイヤル※により、休日・夜間を問わず、24時間365日、事故専門スタッフがご契約内容を確認しながら、事故受付や丁寧なアドバイスをいたします。
※携帯電話・スマートフォンからもご利用いただけます。

■自動車事故初期対応サービス

休日(土曜・日曜・祝日)および平日の夜間に事故受付センターにて受付した事故を対象として、お客さまのご要望に応じて下記の対応を行います。

事故相手方への連絡・対応	修理工場への連絡・対応
病院への連絡・手配	レンタカーの手配

(注1) 対応時間帯は、土日祝 午前9:00～午後10:00、平日 午後5:00～午後10:00です(いずれの場合も、当日午後8:00までにご連絡いただいた事故を対象とさせていただきます。)

(注2) 平日 午前9:00～午後5:00は、最寄りのサービス拠点で対応します。

解決への交渉・手続き

■示談交渉サービス

被保険者の方からお申出があり、相手の方の同意が得られれば、示談交渉をお引受けいたします。弁護士が交渉にあたることもあります。
<事故解決のために共栄火災がお手伝いする内容>

自動車に関する対人・対物賠償事故および日常生活個人賠償責任補償特約に関する事故の場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)のお申出があり、かつ、相手の方の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。この場合、共栄火災の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

■あんしんコールサービス

共栄火災担当者から、「事故受付後の対応」、「途中経過」、「保険金支払い手続き」等の進捗状況を随時ご報告いたします。

ALSOK 現場急行サービス

「ALSOK 現場急行サービス」は、代車費用補償特約がセットされたご契約にご加入のお客さまがご利用いただけます。

ALSOKの対応員が事故現場のお客さまのもとに駆けつけて、お客さまのサポートを行います。

現場の安全確保	ご契約のお車の保全・写真撮影
救急車の手配	ロードサービスの要請
事故解決までの流れの説明	警察連絡の助言・サポート

(注1) 本サービスはご契約のお車を運転中に発生した相手方がいる事故で、お客さまから事故現場より、「くるまるNAVI」または上記専用ダイヤルによりご連絡をいただき、本サービスを希望された場合にご利用いただけます。

(注2) 原則として、ALSOKの出動拠点から事故現場まで30分程度で到着できる場所での事故が対象となります。

- 相手の方との示談交渉や金銭の立替、および病院等への付添いなどは本サービスの対象外です。
- ご自宅の車庫への接触事故や転落事故等の単独事故は対象になりません。
- 事故現場が高速道路および高速道路内のサービスエリア等の進入に対処が必要な場所や災害等により立ち入りが必要な地域については、本サービスは提供できません。
- 一部の離島等については、本サービスを提供できない場合があります。

<上記サービスをご利用いただけない主な場合> ●ご契約のお車が違法改造されている場合 ●レース・ラリーへの参加、またはレース・ラリーを目的とする場所など通常、自動車が走行するには不適切な場所でご契約のお車を使用した場合 ●自動車メーカーが発行するマニュアル等に定められた使用方法を著しく逸脱してご契約のお車を使用した場合 ●無免許運転または酒気帯び、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合 ●戦争、暴動危険、原子力に起因する場合 ●国または地方公共団体の公権力の行使に起因する場合 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する場合

ロードサービス

0120-044-787 番号②
【通話料無料】



① 応急処置 (30分以内の修理)

故障現場修理サービス

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能となった場合に、現場に駆けつけ、各種緊急修理(30分以内の修理)を行います。

- <例> ●鍵開け ●スペアタイヤ交換・点検 ●オイル漏れ点検・補充 ●バルブ・ヒューズ取換え ●冷却水補充 ●サイドブレーキ固着解除 ●バッテリーの点検・ジャンピング ●ガス欠時ガソリン10ℓサービス(年1回限り)
- (注1) 燃料代、オイル代、部品代等はお客さまのご負担となります。
(注2) 作業内容によっては、お客さまのご負担が発生場合があります。

故障現場修理サービスは、「くるまるNAVI」または上記専用ダイヤルによりお電話いただき、共栄火災が修理業者を手配した場合にサービスをご利用いただけます。

② 落輪引上げ費用

車両搬送・引上げ費用補償特約

クレーン等により、ご契約のお車を路面(ご契約のお車が自力で移動することができなくなる直前に走行していた路面をいいます。)に引き戻すために要した費用を補償します。下記「②③⑥⑦の留意点」もご確認ください。

③ レッカーけん引・搬送費用

車両搬送・引上げ費用補償特約

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能となった際、現場から修理工場等までのレッカーけん引・搬送費用を補償します。
(注) 鍵の閉じ込みやバッテリー上がり等による車両搬送費用も対象となります。下記「②③⑥⑦の留意点」もご確認ください。

④ 宿泊費用

宿泊費用サービス

帰宅手段がない場合、その日の宿泊先の紹介および宿泊費用をサービスします。
(注1) サービスの限度額は1名につき1万円(車検証の記載定員まで)となります*。
(注2) 旅行などで以前から宿泊を予約されていた場合などは対象となりません。
(注3) 費用はいったんお客さまにお立替いただけます。
※車両保険、代車費用補償特約、車内携行品補償特約がセットされた「KAPくるまる・ワイド」にご加入のお客さまは、サービスの限度額は1名につき3万円(車検証の記載定員まで)となります。下記「宿泊費用サービス」「緊急時移動費用サービス」の留意点もご確認ください。

⑤ 帰宅・移動費用

緊急時移動費用サービス

帰宅、または目的地までの代替交通機関の紹介およびその移動費用をサービスします。
(注1) サービスの限度額は1名につき2万円(車検証の記載定員まで)となります*。
(注2) タクシー・レンタカーを利用する場合は1台につき2万円を限度とし、複数名で乗車した場合は1名分の帰宅・移動費用を人数割りで算出します。
(注3) 費用はいったんお客さまにお立替いただけます。
(注4) 帰宅または目的地に移動する場合で修理工場などを経由するときは、全体の移動費用にサービスの限度額が適用されます。

※車両保険、代車費用補償特約、車内携行品補償特約がセットされた「KAPくるまる・ワイド」にご加入のお客さまは、サービスの限度額は1名につき5万円(車検証の記載定員まで)となります。

「宿泊費用サービス」「緊急時移動費用サービス」の留意点

- ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能になった場合にご利用いただけます。
- 自宅駐車場など日常の保管場所で自力走行不能となった場合は対象となりません。
- ご利用にあたっては、事前に「くるまるNAVI」または上記専用ダイヤルによりお電話いただく必要があります。

⑥ 修理後の搬送費用

車両搬送・引上げ費用補償特約

ご契約のお車の修理完了後、ご自宅や他の修理工場等までの運搬費用を補償します。下記「②③⑥⑦の留意点」もご確認ください。

⑦ 修理後の引取費用

車両搬送・引上げ費用補償特約

ご契約のお車の修理完了後、ご契約のお車を引き取るために負担した交通費(往路1名分)を補償します。

- 1回の事故等につき、②落輪引上げ費用、③レッカーけん引・搬送費用、⑥修理後の搬送費用、⑦修理後の引取費用の合算で15万円を限度とします。
- 事前にスマートフォン専用アプリ「くるまるNAVI」または上記専用ダイヤルによりお電話いただき、共栄火災が指定する事故地周辺の修理工場等に搬送する場合は、上記補償限度額を超過する費用について共栄火災が負担します(搬送距離が無制限となります。)
- 自家用普通乗用車について引上げ作業を行わず、搬送のみ行った場合、約200kmが15万円が搬送可能な距離の目安となります。ただし、実際に搬送するお車や作業内容により搬送距離が増減する場合があります。
- 車両搬送・引上げ費用補償特約はすべてのご契約に自動セットされます。

<上記サービスをご利用いただけない主な場合> ●ご契約のお車が違法改造されている場合 ●レース・ラリーへの参加、またはレース・ラリーを目的とする場所など通常、自動車が走行するには不適切な場所でご契約のお車を使用した場合 ●自動車メーカーが発行するマニュアル等に定められた使用方法を著しく逸脱してご契約のお車を使用した場合 ●無免許運転または酒気帯び、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合 ●戦争、暴動危険、原子力に起因する場合 ●国または地方公共団体の公権力の行使に起因する場合 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する場合 ●航空機、船舶による輸送期間中の事故の場合

「助っ人くん」サービスは、共栄火災が株式会社プレステージ・コアソリューションにサービスの運営・実施を委託しています。

事故対応
トータルサポート

ロードサービス

KAP
くるまるの概要

相手方への賠償

おケガの補償

お車の補償

その他の補償

集団扱いについて

おすすめるプラン

保険料について

確認事項

詳しい補償内容

用語の説明

うっかり手続き漏れ
安心サポート

運転者の範囲から外れた場合や、ご家族が新たに運転免許^{*1}を取得された場合等の手続き漏れをサポート。

■**運転者本人・夫婦限定の限定運転者から範囲外となった場合の手続き漏れをサポートします。**

保険契約締結日(または「運転者限定に関する特約」をセットされた日)時点で「運転者限定に関する特約」に定める運転者の範囲内であった方が、限定運転者の範囲外となった後で起こした事故についても、次の条件をいずれも満たしているときは保険金をお支払いします。

- 保険契約締結日(または「運転者限定に関する特約」をセットされた日)時点で範囲内であったことを証明する公的資料等(住民票等)をご提出いただけること。
- 範囲外となった事実の発生日(事実の発生日が保険始期日以前の場合は保険始期日)に遡って「運転者限定に関する特約」を削除するために必要な追加保険料をお支払いいただけること。

■**保険契約締結日以降にご家族が新たに運転免許^{*1}を取得された場合、または新たにご家族となられた方がいらっしゃる場合の運転者年齢条件や、運転者限定の変更に関する手続き漏れをサポートします。**

保険契約締結日以降に新たに運転免許を取得された方または新たにご家族となられた方が、運転者の年齢条件や限定運転者の変更手続き前に起こした事故についても、下表に従い保険金をお支払いします。

対象となる方	自動補償するケース	補償される範囲
新たに運転免許 ^{*1} を取得された方	運転免許 ^{*1} 取得日 ^{*2} の翌日から起算して30日以内に契約条件の変更を請求された場合	ご契約されている内容で補償
	運転免許 ^{*1} 取得日 ^{*2} の翌日から起算して31日以降に契約条件の変更を請求された場合	対人賠償・対物賠償(これらに適用される特約)・被害者救済費用のみ補償
新たに記名被保険者のご家族となられた方 ^{*3}	左記に該当する方となった日の翌日から起算して30日以内に契約条件の変更を請求された場合	ご契約されている内容で補償
	左記に該当する方となった日の翌日から起算して31日以降に契約条件の変更を請求された場合	対人賠償・対物賠償(これらに適用される特約)・被害者救済費用のみ補償

- ^{*1} ご契約のお車を運転できる運転免許をいい、仮運転免許を含みます。
- ^{*2} 事故の発生日が、運転免許取得日の前日以前の場合には、仮運転免許取得日とします。
- ^{*3} 「記名被保険者の配偶者^{*4}」および「記名被保険者またはその配偶者^{*4}の同居のご親族・別居の未婚のお子さま」をいいます。また、公的資料等で事実発生日を確認できること、および事実の発生日(事実の発生日が保険始期日以前の場合は保険始期日)に遡ってご契約条件を変更するために必要な追加保険料をお支払いいただけることが条件となります。
- ^{*4} 婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方は含みません。

■**車両入替の変更手続き漏れをサポートします。**

車両入替の通知が入替自動車の取得日の翌日から31日目以後になされた場合でも、入替自動車の取得日から共栄火災が車両入替を承認した日までの間に生じた事故について、対人賠償・対物賠償(これらに適用される特約)・被害者救済費用に限り保険金をお支払いします。

もしもの時のために
今すぐ
無料ダウンロード!

位置情報の自動送信でロードサービスの要請がより迅速に!

共栄火災のスマートフォンアプリ

【ダウンロード方法】
iPhone・Android携帯でご利用いただけます。
App Store、Google Play で「共栄火災」と検索ください。



くるまるNAVI



スマートフォン(iPhone・Android)をお持ちの方は

事故や故障によりロードサービスをご利用いただく際には、**くるまるNAVIからご連絡をしてください。**

くるまるNAVIから要請するメリット

- **位置情報の自動送信**
くるまるNAVIから要請すると、お客さまの位置情報が自動送信されますので、迅速かつ的確な手配が可能です。
- **手配業者の到着状況**
手配業者の到着予定時間などがくるまるNAVIの画面に表示されます。
(注)くるまるNAVIをご利用の際は、ご利用のスマートフォンの設定で「位置情報サービス」をオンの状態にしてください。

スマートフォンをお持ちでない方は

専用ダイヤル **0120-044-787** 通話料無料

くるまるNAVI 4つの安心機能

- 🚨 **事故・故障サポート**
- 📍 **目的地へのサポート**
- 📺 **ドライブレコーダー**
- 🩺 **安全運転診断**



(注1)ドライブレコーダーモード(ドラレコモード)のご利用には、スマートフォンをダッシュボードに固定するホルダー(クレイドル)が必要となります。
(注2)このアプリは安全運転を補助するものであり、事故を直接防ぐものではありません。
(注3)詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。
*Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。App Store は Apple Inc. のサービスマークです。
*Google Play および Google Play ロゴは、Google Inc. の商標です。

用語のご説明

(50音順)

	用語	説明
か行	記名被保険者	ご契約のお車を主に使用(運転)される方で、保険証券に記載されている被保険者をいいます。
	ご家族	①記名被保険者、②記名被保険者の配偶者、③「①または②」の同居のご親族、④「①または②」の別居の未婚のお子さまをいいます。
	ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険証券に記載されている自動車をいいます。
	ご親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
さ行	時価額	損害が生じた地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(初度検査年月)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
	自家用8車種	自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下・最大積載量0.5トン超2トン以下)、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
	事故有係数適用期間	「事故有」の割増引率を適用する期間をいいます。上限を6年、下限を0年とします。
	全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、または修理費がご契約金額以上となる場合をいいます。 (注)地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約のお支払いの対象となる「全損」は、上記内容と異なります。
は行	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
	被保険者	ご契約いただく保険の補償を受けられる方をいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に共栄火災がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に共栄火災がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
	保険始期日	保険期間の初日をいいます。
	保険年度	初年度については、保険始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期応当日から1年間をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて保険会社に払い込むべき金銭をいいます。
ま行	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

お客様へお願い お車を買替える場合には、必ずご連絡ください。

買い替え先で保険の解約・切替えをすすめられた場合は、必ず取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。買い替え先での保険の解約・切替えは解約返還保険料や等級継承でお客様にとって不利益になることがあります。共栄火災はお客様にとって最適な車両入替をご案内させていただきます。

必要な情報に
一発アクセス!



「助っ人くん」モバイルサイトをご活用ください。



モバイルサイト「助っ人くん」からすばやくコール!

スマートフォンなら
ワンタッチ!

事故のご連絡は………
あんしんほっとライン

車のトラブルは………
レスキューダイヤル助っ人くん

詳細は P.28 をご覧ください。



アクセスはこちらから

<https://www.kyoeikasai.co.jp/sukettokun2/>

かんたん
アクセス!

(注) 携帯電話・スマートフォンの機種によっては、モバイルサイトの対応ができない場合もありますのでご注意ください。

事故対応
トータルサポート

ロードサービス

KAP
くまのりょうりょう

相手方への賠償

おケガの補償

お車の補償

その他の補償

集団扱について

おすすめプラン

保険料について

ご確認事項

詳しい補償内容

用語のご説明

ご注意ください

- このパンフレットは「KAPくるまる(総合自動車保険)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款冊子」等をご覧ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。
- 取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。
- ご契約者、記名被保険者(保険証券記載の被保険者(保険の補償を受けられる方))または車両保険の補償を受けられる方には、ご契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。
(注)本保険では、保険契約申込書等に★印が付された項目が告知事項となります。
- ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)には、ご契約後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がない場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。
(注)本保険では、保険契約申込書等に☆印が付された項目がご通知いただく事項(「通知事項」といいます。)となります。
- 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、契約お申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。
- 万一事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-719-112

通話料無料

受付時間：
平日 午前9:00～午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

ネットで約款!(Web約款) 地球環境を守るため、あなたもエコしませんか?

ネットで約款!(Web約款)は、パソコンを利用して、共栄火災ホームページから閲覧またはダウンロードしていただける約款です。お申し込み時に「Web約款を希望する」とお選びいただくことで紙資源の節約につながりますので、地球環境保護のためにお客さまのご協力をお願いいたします。

共栄火災ホームページ

<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>

共栄火災とは…

共栄火災は昭和17年、生活協同組合をはじめとする協同組合・協同組織の前身である「産業組合」によって設立されました。社名は、産業組合の理念である「共存同栄」の二文字をとって命名されました。昭和21年からは協同組合に近い組織形態として相互会社として経営をしてきましたが、日本コープ共済生活協同組合連合会、JA共済連、信金中央金庫などの協同組合・協同組織からの出資を受けて「協同組合・協同組織を基盤とする保険会社」として平成15年に株式会社へと組織変更をいたしました。



お客さまとともに、たいせつな命を守りたい

Kyoei Safe Water For Children プロジェクト

since 2015

詳細は共栄火災ホームページをご覧ください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先